

平成27年分所得税の確定申告と平成28年度市県民税の申告受付相談は、市役所本庁舎と北部振興局を中心として、下表の申告相談会場で受け付けます。

●各会場とも混雑が予想され、長時間お待ちいただくこともあります。相談者が多い場合は、時間内であっても受付できない場合があります。

●支所会場が混雑している場合は、開催期間の長い本庁会場または北部振興局会場をご利用ください。

●税務課および北部振興局福祉生活課、各支所窓口では、申告相談を受付していません。下記の各会場でお願いします。

問合せ先
税 務 課(☎65-6524)
北部振興局(☎82-5901)
浅井支所(☎74-4352)
びわ支所(☎72-5253)
虎姫支所(☎73-4852)
湖北支所(☎78-8301)
高月支所(☎85-3113)
余呉支所(☎86-3223)
西浅井支所(☎89-1121)

申告相談会場	申告相談日	受付時間
本庁	1 階：多目的ルーム	2月16日(火)～3月15日(火)
北部振興局	2階：第1・2会議室	
びわ文化学習センター(びわ支所)	1 階：視聴覚室	2月17日(水)～19日(金)
虎姫生きがいセンター(虎姫支所)	1 階：会議室	2月22日(月)～24日(水)
浅井支所	3階：大会議室	2月25日(木)～29日(月)
湖北支所	1 階：会議室	3月1日(火)～3日(木)
高月支所	3階：会議室	3月4日(金)～8日(火)
西浅井公民館(西浅井支所)	2階：視聴覚室	3月9日(水)～10日(木)
やまなみセンター(余呉支所)	1 階：会議室	3月11日(金)～14日(月)

【申告される皆さんへ】
◎相談内容は、市県民税の申告、所得税の確定申告で医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関する申告です。
※営業、不動産、配当、譲渡（株式含む）所得に關することや青色申告についての相談は、税務署でお願いします。

◎事業所得（農業所得含む）や不動産所得などがある人は、「**収支内訳書**」の添付が必要です。所得の収支計算を行い、**事前に書類を作成**してお越しください。

※収支内訳書を作成されていないときは、申告相談の受付ができませんのでご注意ください。

◎医療費控除を申告する人は、平成27年中に支払われた**医療費の総額を必ず事前に計算**しておいてください（文書料・差額ベッド料金・インフルエンザの予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります）。また、健康保険や生命保険などで補てんした保険金などがあれば、その金額がわかるものを必ずお持ちください。

※医療費の総額を計算されていないときは、申告相談会場において、ご自身で計算してからの受付になります。

◆申告に関する詳しい内容は、次号（1月15日号）でご確認ください。

◆長浜税務署での申告相談日のご案内
問 個人課税部門（☎62・6168）

平成27年分の確定申告相談日をお知らせします。

所得税および復興特別所得税

【期間】2月16日(火)～3月15日(火)

贈与税

【期間】2月1日(月)～3月15日(火)

※いずれも相談時間は9時～17時（土日祝日除く）

※混雑状況により受付を早めに締め切る場合があります。

※駐車場に限りがありますので、できるだけ車での場合はご遠慮ください。

※相続税の相談は、事前予約制です。資産税担当（☎62・6186）へお申込みください。

申告書の作成はホームページで！

申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。確定申告書を印刷して郵送等で提出すれば、混雑した会場に行く必要も長時間待つ必要もありません。サラリーマンや年金受給者向けの申告書作成画面を新設しました。初めての人も操作は簡単。ぜひご利用ください。

◆源泉所得税の納付は電子納税かお近くの金融機関で

問 管理運営部門（☎62・6146）

源泉所得税の納付期限が近づくと、窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。

特に源泉所得税の納付については、簡単な手続きで利用できるダイレクト納付をお勧めします。詳しくは担当部門へ。

◆納税証明書の取得はe-Taxを使ったオンライン請求で

問 管理運営部門（☎62・6146）

納税証明書のオンライン請求とは、自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレット端末で納税証明書請求データを作成・送信し、窓口で本人確認後に受け取る方法です。窓口での請求に比べ、短時間で受け取ることができます。また、交付手数料が通常（400円）より安くなります。

オンライン請求の

納税証明書交付手数料 370円
（1税目・1年度・1枚）

遊休化している農地を借り受けて、再生・活用する持続的な取組みをする地域や個人に対して補助金を交付します。

【補助対象となる活動】

A地域の取組みに対する支援

・農作物栽培に不向きな遊休農地において、草刈り等を行い、景観作物を作付し、農村風景を保全する活動

・獣害対策の緩衝帯となるような立地にある遊休農地において、年間2回以上草刈りし、獣害対策に貢献する活動

B個人の取組みに対する支援

遊休農地において草刈りや耕うん等を行い、農作物（主食用水稲は除く）または花を作付し、販売する活動

●遊休農地とは

過去3年以上作付けされず、草刈り、荒起こし等の管理が行われていない農地

【補助額】

①農村風景を保全する景観作物の作付

初年度4000円／アール

②獣害対策の緩衝帯となるような農地の保全管理

初年度2000円／アール

③農作物（水稲を除く）、花の作付

初年度7000円／アール

④主食用以外の水稲の作付

初年度5000円／アール

※Aは①②③④、Bは③④が補助対象です。

※取組面積10アール以上に限ります。

※自己所有地ならびに「中山間地域等直接支払交付金」、「多面的機能支払交付金（まるごと）」の交付対象となっている農地は、対象外です。

補助金の交付を受けるには、事前の交付申請が必要です。取り組む前に、必ず申請窓口へご相談ください。

申請は随時受付けています。詳しくは市ホームページで。

問合せ・申請窓口

農政課（☎65・6522）
北部振興局産業振興課
（☎82・5902）